

第1章

行政学の歴史

第1節 行政の歴史と行政国家化

1 三権分立制の確立

近代初期のヨーロッパ諸国では、内閣や官僚制を指揮下に置く国王が、国内で絶対的な権力を振っていた。

しかし、やがて憲法が制定され、立憲君主制の時代が到来すると、司法権や立法権が自立化するようになり、三権分立制が確立された。このようにして、政治（憲政）と行政の分化が始まった。

2 政党政治の浸透

市民革命を経て近代民主国家が誕生すると、それまで統治の中心にあった国王に代わり、国民の代表機関である議会在政治的権力を握るようになった。そして、内閣は議会の「執行委員会」とみなされるようになり、多数党の党首が内閣を組織し、官僚制に政策を執行させるという仕組みが出来上がっていった。

こうした政党政治の原則は、やがて官僚制にも及び、与党がその支持者に官職を配分する情実任用制がとられるようになった。

3 政治と行政の分離

情実任用制は、やがて行政の腐敗と非効率という問題を生んだ。

そこで、19世紀後半になると、腐敗と非効率の元凶であった情実任用制が批判の対象となり、公正な試験を経て公務員を採用する資格任用制（メリット・システム）が導入された。

さらに、行政の自律性が高まっていくとともに、その有効性や能率の向上が国民から広く期待されることとなった。

4 政治と行政の融合

19世紀末以降、工業化・都市化の影響で数多くの社会問題が顕在化し、また、世界大戦や世界恐慌の勃発で国力を結集する必要が生じたことから、国家活動が急速に活発化した（積極国家化／行政国家化／福祉国家化）。

このような経緯から、行政機関も政治的決定を行うことが一般化し、政治と行政の融合という現象が見られるようになった。